

定款、業務規程及び送配電等業務指針 の一部変更案の概要について

〔 第1号、第2号議案及び
報告事項（1）補足資料 〕

電力広域的運営推進機関

■ 国の審議会の議論などに適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を一部変更する。

■ 主な変更のポイントは以下のとおり。

1. 下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する規定の変更（送配電等業務指針）
 - 下げ調整力不足時の長周期広域周波数調整における受電エリアの非調整電源（旧電源Ⅲ相当）の出力制御等に関する変更
2. 中地域交流ループの運用開始に向けた規定の変更（業務規程）
 - 中地域交流ループ運用開始に伴う運用容量等の管理等に関する変更
3. 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
 - 3－1 平常時の混雑発生時の蓄電設備の放電抑制に関する規定の変更
 - 3－2 系統事故等による混雑発生時の蓄電設備の充電抑制に関する規定の変更
4. 作業停止計画調整の見直しに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
 - 容量停止計画調整スケジュールを踏まえた作業停止計画調整スケジュールの変更
5. その他規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
 - 大規模災害発生時の本機関の対応態勢の発令基準に関する規定の見直し等

* 施行期日は、2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日（2.を除く。）。

(以下参考)

1. 下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する規定の変更（送配電等業務指針）
 - 下げ調整力不足時の長周期広域周波数調整における受電エリアの非調整電源（旧電源Ⅲ相当）の出力制御等に関する変更

再生可能エネルギー（以下「再エネ」）の導入が拡大する一方で、再エネの出力制御が増加しているところ、燃料費の抑制のためにも再エネを最大限活用することが課題となっている※¹。

※¹ 九州エリアに加え、2022年4月に東北・中国・四国エリア、2022年5月に北海道エリア、2023年1月には沖縄エリア、2023年4月に中部・北陸エリア、2023年6月に関西エリアでそれぞれ初めて再エネの出力制御を実施。



このため、再エネの出力制御を可能な限り避けるため、広域的な運用を進めることとし、一般送配電事業者間で余剰電力の送受電（長周期広域周波数調整※²）を行う際、受電エリアにおいても、必要に応じて調整電源（旧電源Ⅰ、Ⅱ相当）に加え、非調整電源（旧電源Ⅲ相当）の出力を抑制し、受電エリアの受電可能量を増やす運用※³が国の審議会※⁴で整理された。さらに、再エネの出力制御を行っても、なお供給余剰を回避できず下げ代不足融通指示を行う場合、受電エリアでも、必要に応じて再エネを出力制御して、余剰電力を受電する運用とすることが再エネ特措法施行規則にて規定された※⁵。

※² 一般送配電事業者のエリアにおいて供給が需要を上回ると見込まれる際、優先給電ルールに則り、調整電源及び非調整電源の出力を抑制しても供給余剰が見込まれる場合に、前日以降、本機関を通じて他エリアに一定量の余剰電力の受電を依頼し調整する仕組み。

※³ 一般送配電事業者が主体となって、2024年度中を目途に発電事業者との契約の見直しを実施。大規模な発電事業者に対しては、契約の見直しを待たず、他エリアの出力制御時に出力を引き下げるよう協力を依頼。

※⁴ 第46回 系統ワーキンググループ（2023年5月29日）。

※⁵ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正（2024年4月1日施行）により、必要により受電エリアの再エネを無補償で出力制御することを規定。



これに対応するため、需給制約時の措置（優先給電ルール）に関する規定の見直しを行う。

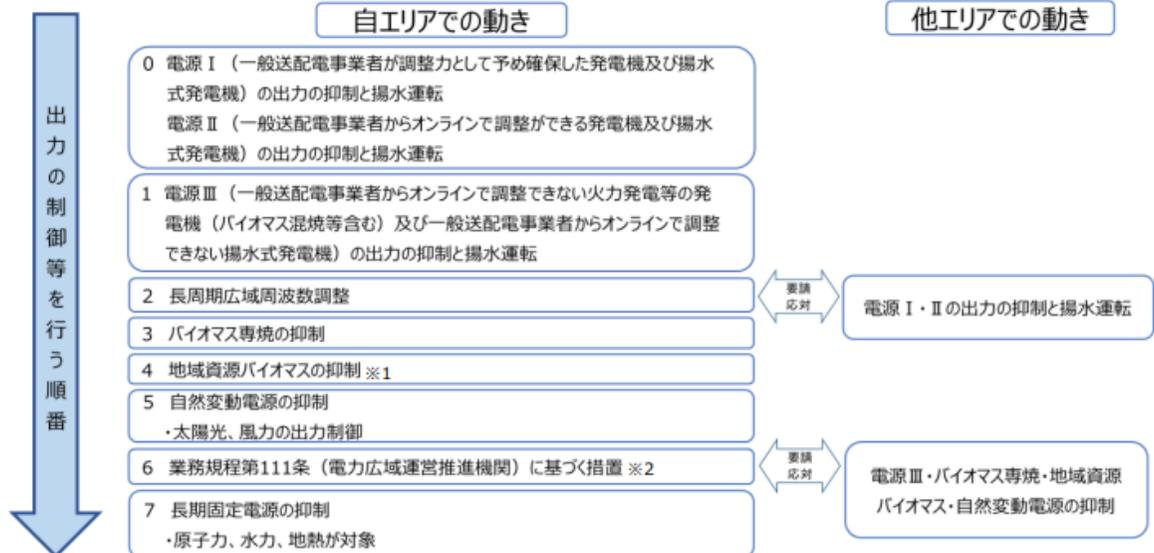
[変更内容]

- 一般送配電事業者は、長周期広域周波数調整により、供給余剰が見込まれるエリアの余剰電力を受電するにあたり、必要に応じて調整電源 ※¹に加え、非調整電源※²の出力を抑制して、余剰電力を受電することを規定。
 - ※1 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等（旧電源Ⅰ、Ⅱ相当）。
 - ※2 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（旧電源Ⅲ（一般送配電事業者からオンラインで調整できない電源）相当）。
- 併せて、一般送配電事業者は、本機関による下げ代不足融通指示により、供給余剰が見込まれるエリアの余剰電力を受電するにあたり、必要に応じて再エネを出力制御して余剰電力を受電することを明記。

【送配電等業務指針第174条の2】<変更>

- 電力システム改革以降、スポット市場や需給調整市場等において広域的に電力の取引が行われ、**日々の需給管理においても、エリアを越えた広域予備率**が用いられている。
- こうした中で、再エネの出力制御の低減に向けて、一般送配電事業者間で余剰電力の送受電が行われる際、**受電可能量を増やすため、受電エリアにおいて火力等の出力を引き下げ**ことは、**燃料費を抑制しつつ、再エネを最大限活用する上で有効**である。
- このため、**再エネの出力制御においても、広域的な運用を進める**こととし、地域間連系線の最大活用に向けて、**あるエリアで供給が需要を上回ると見込まれる場合は、他エリアにおいても、火力等の出力を引き下げ**ることを基本としてはどうか。

現時点における出力の制御等を行う順番について



※1: 燃料貯蔵の困難性、技術的制約などにより出力の抑制が困難な場合 (緊急時は除く) は抑制対象外
※2: 電力広域的運営推進機関の指示による融通

論点② - 1 下げ調整力不足時の他エリアの電源の出力引下げ

- 電力の供給が需要を上回ると見込まれる場合、優先給電ルールに基づき、まず、あらかじめ一般送配電事業者が確保した調整電源 (電源Ⅰ、Ⅱ)、次に、一般送配電事業者からオンライン指令できない非調整電源 (電源Ⅲ) の出力が引き下げられる。
- それでもなお、供給余剰が見込まれるときは (= 下げ調整力不足)、電力広域機関を通じ、他エリアに受電を依頼 (= 長周期広域周波数調整) することとなる。
- この場合、受電エリアにおいては、従来、調整電源の出力の制御にとどまり、非調整電源の出力の制御は行ってこなかったが、燃料費を抑制しつつ、再エネを最大限活用する観点から、今後は、受電エリアの非調整電源についても出力を引き下げることとしてはどうか。
- そのためには、事業者間の契約 (運用申合せ書) を見直すとともに、エリア間の精算単価に差がある場合の一般送配電事業者間の精算方法についても検討が必要となる。
- このため、一般送配電事業者が主体となって、精算方法や運用の詳細について必要な検討を行った上で、2024年度中を目指して契約の見直しを行うこととしてはどうか。
- また、再エネの出力制御の低減が喫緊の課題であることに鑑み、特に大規模な発電事業者に対しては、契約の見直しを待たず、他エリアの出力制御時には出力を引き下げるよう、協力を求めていくこととしてはどうか。

具体的措置（供給対策②）

③出力制御時の他エリアでの非調整電源※の出力引下げ ※一般送配電事業者からオンラインで調整できない電源

- 長周期周波数調整時に受電側エリアにおいて、燃料費を抑制しつつ再エネを最大限活用する観点から、調整電源だけでなく、非調整電源も含めて出力を引下げ。
- 一般送配電事業者が主体となって、精算方法や運用の詳細について必要な検討を行った上で、2024年度中を目指して事業者間の契約の見直しを行う。
- 資源エネルギー庁から大規模な発電事業者に対して、先行して出力引下げ協力を依頼済み。

④火力等発電設備の運用高度化

- 火力等発電設備には再エネ電源の変動を補い、電力の需給バランスを調整する役割もある。火力等発電設備の最低出力引下げにより、安定供給が損なわれないよう、需給調整機能の高度化による設備の最適化により、出力引下げと供給力・調整力の確保を促す。
- 長期脱炭素電源オークションの整備により、柔軟性の高い脱炭素電源への投資を促す取組を実施。

⑤水力発電を活用した出力制御量の抑制

- 揚水発電の運用高度化や導入への支援に関する予算を措置（令和6年度予算概算要求(12.7億円)）

⑥電力市場の需給状況に応じた再エネの供給を促すFIP制度の更なる活用促進

- FIP電源に蓄電池を併設する場合の価格変更ルールの見直しを措置済み。
- 先行的にFIP制度を活用する事業者のベストプラクティスを周知・横展開を行う。
- 再生可能エネルギー電源に併設する蓄電池の導入支援に関する予算を措置（令和5年度補正予算(160億円の内数)）【再掲】

-
2. 中地域交流ループの運用開始に向けた規定の変更（業務規程）
- 中地域交流ループ運用開始に伴う運用容量等の管理等に関する変更

中部・北陸・関西の3エリアをそれぞれ結ぶ連系線については、N-2故障時（ルート断時）の供給信頼度の向上や運用容量の増加を目的に、南福光BTB ※1を廃止して中部北陸間を直流連系から交流連系に切り替え、中地域で交流ループ運用を行うことが、2026年度当初に予定されている。

※1 当時は、3エリアの交流ループ運用・管理は技術的に難易度が高かったことから、中部北陸間を交流連系せず、交直変換装置を背中合わせ（BTB：back to back）に設置して直流連系していたもの。



現在、中部・北陸・関西間の各連系線は、個別連系線及び北陸フェンス潮流※2の運用容量等で管理しているが、中地域交流ループの運用開始後は、交流ループ系統内のルート断事故時の健全ルートへの回り込み潮流を考慮して、中部・北陸・関西間の各連系線の運用容量等を3つのフェンス潮流 ※3で管理する運用に変更することを本機関の審議会※4で整理。

※2 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線の潮流の合計値（中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮）。

※3 中部フェンス潮流は中部関西間連系線及び中部北陸間連系設備の潮流の合計値、北陸フェンス潮流は中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線の潮流の合計値、関西フェンス潮流は北陸関西間連系線及び中部関西間連系線の合計値。

※4 第88回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2023年7月25日）。



これに対応するため、地域間連系線の管理に関する規定の見直しを行う。

[変更内容]

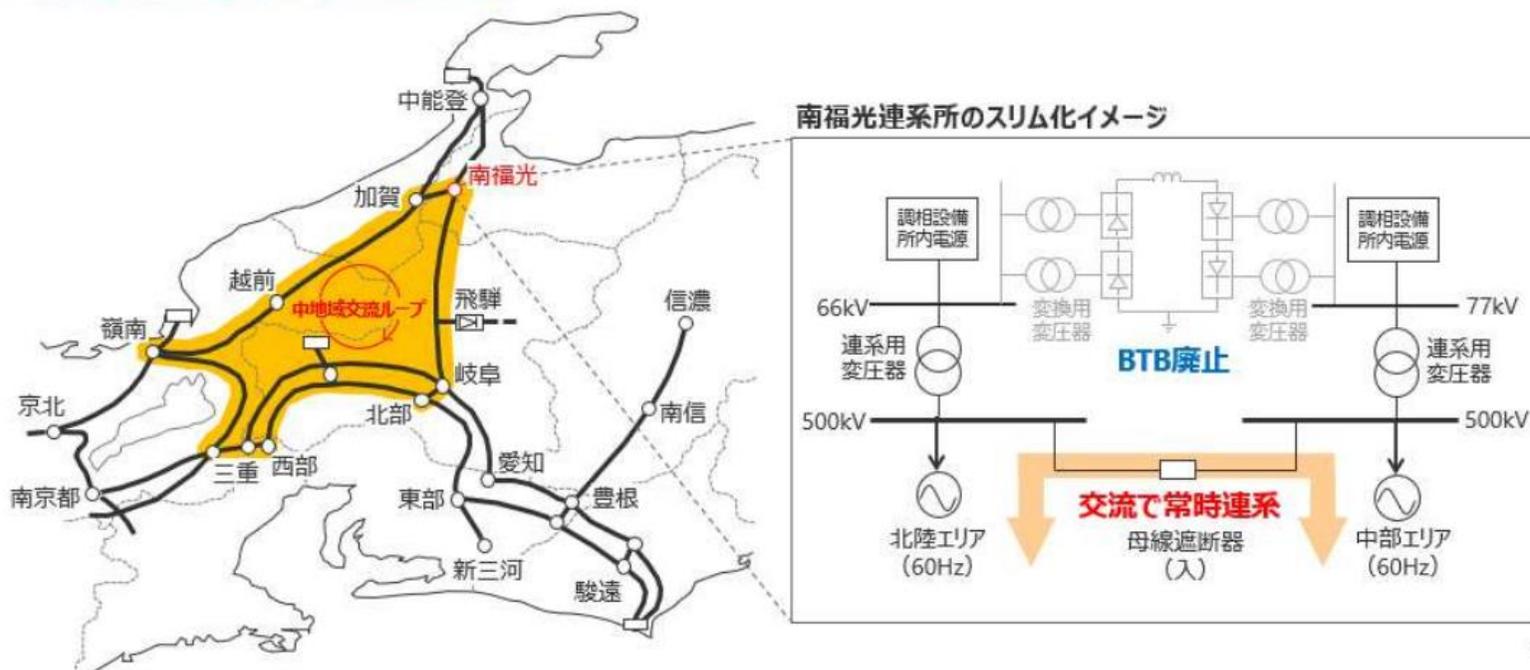
- 中地域交流ループ運用の開始に伴い、中部・北陸・関西間の各連系線の運用容量等を3つのフェーズ潮流で管理することを規定。
- 南福光BTBの廃止に伴い、中部北陸間連系設備の対象設備の記載ぶりを見直し。

【業務規程第124条】<変更>

(参考) 中地域増強 (中地域交流ループ構成)

30

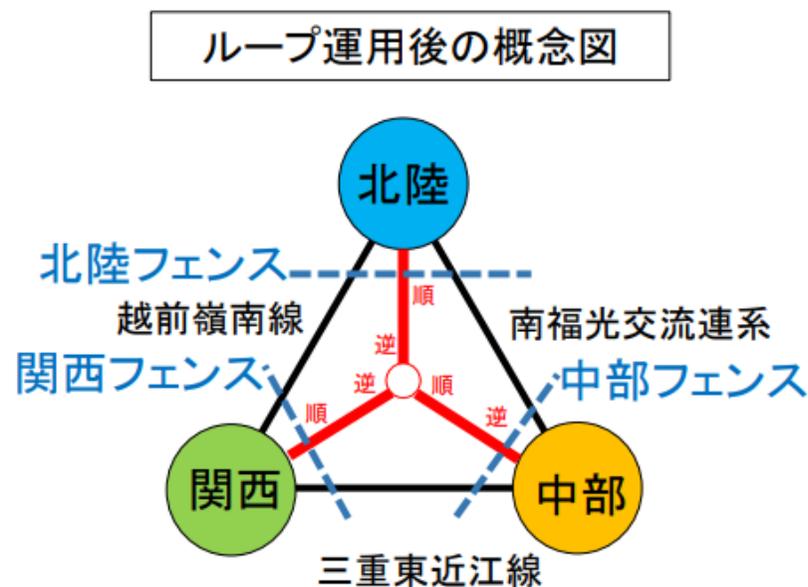
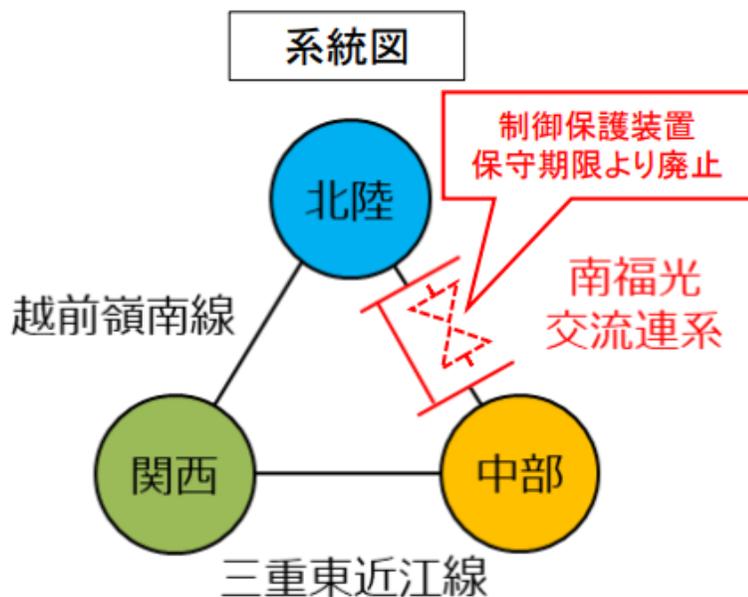
- 南福光連系所は、中部と北陸それぞれの500kV母線が母線遮断器を介して接続しており、現状は広域的な交流ループが形成されない作業時や系統故障時などに限り、同遮断器を投入して交流連系する。
- これを常時交流連系し、広域的な交流ループを形成する場合、電磁誘導対策や遮断器の遮断容量増加、システムの改修等が生じるものの、**対策費用は数十億円程度**となる。
- また、地域間連系線においてループ系統が構成されるため、**N-2故障時における供給信頼度の向上や運用容量の増加などの面でメリットがある。**



2. 中地域交流ループ後の管理方法

7

- 現状、中地域エリアでは、北陸フェンスおよび個別連系線にて、運用容量等を管理。
- 交流ループ後は、三つのフェンス（中部・北陸・関西）で運用容量等を管理。
- 2回線故障（ルート断）等の放射状系統時も、各フェンスの運用容量等で管理可能。
- フェンス潮流の方向は、現状の北陸フェンスおよび放射状系統におけるエリア順番の考え方※を踏襲



※中部フェンス 順方向:送電方向(北陸・関西向)、逆方向:受電方向(中部向)
北陸フェンス 順方向:受電方向(北陸向)、逆方向:送電方向(中部・関西向)
関西フェンス 順方向:受電方向(関西向)、逆方向:送電方向(中部・北陸向)

-
3. 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 3 - 1 平常時の混雑発生時の蓄電設備の放電抑制に関する規定の変更
 - 3 - 2 系統事故等による混雑発生時の蓄電設備の充電抑制に関する規定の変更

再エネの導入拡大に伴い、系統用蓄電池が需給変動などの対応に果たす役割が増大していることを踏まえ、長期脱炭素電源オークションなどにより、系統用蓄電池の更なる導入を促進している。



その一環として、まず平常時の系統制約による逆潮流側（発電や放電）の混雑発生は許容する考え方の下、系統混雑発生時の出力制御※1については需給制約時と同様、発電機等の出力抑制順位の中に蓄電設備の放電（逆潮流）を位置づける※2ことが、国の審議会※3で整理された。また、順潮流側は混雑が発生しないよう系統増強を行ってから連系することを前提にしているが、国の審議会※4の方針を受けて、蓄電設備の連系に際し、蓄電設備の充電（順潮流）により系統混雑が発生すると予想される場合、N-1故障発生時（作業停止時含む）に、当該蓄電設備の充電を抑制することを前提に平常時の運用容量を拡大し、系統増強を行わずに連系を承諾することができることを本機関の委員会※5で整理した。

※1 再給電方式（一定の順序）及びその出力制御順に基づく制御。

※2 系統制約時の出力抑制の順位として、具体的には、火力発電等の出力抑制の次に、蓄電設備の放電（逆潮流）を抑制。

※3 第51回 系統ワーキンググループ（2024年5月24日）。

※4 第46回 系統ワーキンググループ（2023年5月29日）。

※5 第70回 広域系統整備委員会（2023年9月22日）。



これら整理に基づき、蓄電設備の出力制御等に関する規定の見直しを行う。

[変更内容]

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の系統制約による混雑発生時の出力制御として、非調整電源（旧電源Ⅲ相当）※1について、火力電源等の出力抑制の次（バイオマス電源や自然変動電源等より前）に、蓄電設備の放電を抑制する順位とすることを規定※2。

※1 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等。

※2 調整電源（旧電源Ⅰ、Ⅱ相当）については、蓄電設備を含め発電や充放電等のkWh単価に基づきメリットオーダーで制御。

【送配電等業務指針第153条の2、第153条の3】<変更>

第51回 系統ワーキンググループ (2024年5月24日) 資料2から抜粋

系統制約による出力制御における電力貯蔵システムの扱いについて

- 第50回系統WG (2024年3月11日) において、系統用蓄電池を含む電力貯蔵システムの需給制約による出力制御における扱いについて、**発電機の出力抑制と同じ並びで放電を抑制することとした。**
- **系統制約による出力制御における電力貯蔵システム※の扱い**についても、需給制約と同様に、**発電機の出力抑制と同じ並びで放電を抑制することとしてはどうか。** ※非調整電源の電力貯蔵システム
- 具体的には、**火力電源を非化石電源より先に出力制御する大枠の方針**を踏まえつつ、電力貯蔵システムを機動的かつ有効に活用する観点から、**以下の出力制御順とすることとしてはどうか。**

【出力制御ルール】 (出所) 広域機関HP「かいせつ電力ネットワーク」より抜粋、一部追記

出力制御順	出力制御方法
① 調整電源※1の出力制御※2	メリットオーダー
② ノンファーム型接続の非調整電源 (④⑤⑥を除く) の出力制御 ②-1 ノンファーム型接続の火力電源等※3の出力制御 ②-2 ノンファーム型接続の電力貯蔵システムの出力制御※4	一律
③ ファーム型接続の非調整電源※5の出力制御 ③-1 ファーム型接続の火力電源等※6の出力制御 ③-2 ファーム型接続の電力貯蔵システムの出力制御※4	メリットオーダー
④ ノンファーム型接続のバイオマス電源 (専焼、地域資源 (出力制御困難なもの除く)) の出力制御	一律
⑤ ノンファーム型接続の自然変動電源 (太陽光、風力) の出力制御	一律
⑥ ノンファーム型接続の地域資源バイオマス電源 (出力制御困難なもの) および長期固定電源の出力制御	一律

※1 電源 I・II、余力活用に関する契約を締結して下げ調整として活用される発電設備等
 ※2 揚水式発電機の揚水運転、需給バランス改善用の蓄電設備の充電、余力活用に関する契約を締結する電力貯蔵システムの放電抑制を含む
 ※3 混焼バイオマス電源、揚水式発電機を含む
 ※4 放電抑制のみ
 ※5 ファーム型接続の非調整電源のうち、自然変動電源、長期固定電源、バイオマス電源 (FIT混焼、専焼、地域資源) を除く発電設備等
 ※6 混焼バイオマス電源 (FITを除く)、揚水式発電機を含む

[変更内容]

- 蓄電設備の連系に際し、電力設備の単一故障（N-1故障）時に、当該蓄電設備の充電を停止することを前提に、平常時の運用容量を拡大し、系統増強せず連系できることを規定。
- 併せて、上記を前提とした蓄電設備の連系に伴い、作業停止時※においても、系統作業により混雑が発生すると予想される場合、蓄電設備の放電抑制に加え、蓄電設備の充電を抑制することを規定。

※ 本機関又は一般送配電事業者による作業停止調整において発電（放電含む）・充電の抑制を考慮。

【業務規程第156条、第157条、第159条～第161条、第163条】<変更>

【業務規程附則（平成30年6月29日）第2条～第4条】<変更>

【送配電等業務指針第57条、第61条、第64条、第66条、第153条、第230条、
第233条、第234条、第236条、第238条】<変更>

【送配電等業務指針附則（平成30年6月29日）第2条～第4条】<変更>

順潮流混雑時の充電制御の方向性・ルール整備について

- 他方、充電制御を行うことによって増強を回避する方針とする場合でも、制御手法 (例えば、計画値による制御や潮流状況を踏まえた制御等) や、制御の対象 (例えば、対象となる設備や電圧、規模等) など、**様々な観点で検討が必要であり、逆潮流側や市場などの現行のシステムやルールへの影響や整合性なども考慮する必要があることから、相応の時間を要する。**
- また、**現時点では、系統用蓄電池はまだ少数が稼働するのみ**であり、ビジネスモデルが確立されているわけではなく、動作パターンのデータも少ない状況であることから、どのようなルールとするべきか、すぐに結論を出すことが適切とも言いがたい。

- そのため、**今後新たに特別高圧に接続される系統用蓄電池について、順潮流側で混雑が生じることが予想される場合には、北海道における試行的取組のように、まずは比較的導入しやすいと考えられる方法で増強を行わずに接続することを検討することとしてはどうか。**具体的には、**順潮流での系統混雑時の充電停止等により増強なく受入できる場合は、増強を回避して接続することとしてはどうか。**あわせて、**実際の系統用蓄電池の導入状況等を踏まえつつ、順潮流側の増強や混雑時の運用に関するルール整備を進めていくこととしてはどうか。**

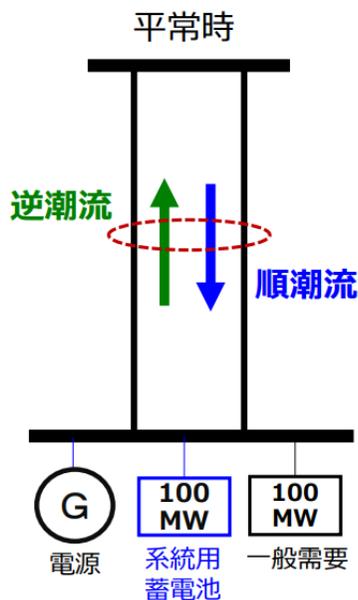
※ 既に増強にて接続検討回答済の案件について、事業者が増強を行わないことを希望する場合には、契約申込時に増強を行わずに受け入れることが可能か、改めて検討する。

- なお、蓄電事業者にとっては、制御のタイミングや制御量が事業を行う上での関心事項となるため、情報公開等により蓄電事業者が自ら混雑系統を避け、適切な立地を選択できることが望ましい。ルール整備にあたっては、**潮流実績の公開状況等も踏まえて検討する必要**がある。
- また、将来的に、ルールが整備されたときは、上記対応により接続する系統用蓄電池についてもそれに従うことが望ましい。

今回適用する方策

6

- 第46回系統WGにおいて、まずは比較的導入しやすいと考えられる方法で増強を行わずに接続することを検討することとしている。
- そのため、今回、系統用蓄電池の連系時に順潮流側で系統混雑が発生する場合において、**N-1故障発生時に当該系統用蓄電池を充電停止することを前提に平常時の運用容量を拡大して対応する。**
- なお、平常時の混雑対応は、制御手法や制御の対象など様々な観点での検討が必要で相応の時間を要することから、引き続き検討を進める。



	逆潮流側		順潮流側	
	電源 系統用蓄電池(放電時)	系統用蓄電池 (充電時:蓄電池特措あり)	[参考] 一般の需要	
① N-1制御	N-1電制を全エリアで適用済 先行適用 (2018.10~) 本格適用 (2022.7~)	今回は まずは新規に連系する系統用蓄電池に適用 (北海道一部系統除く)	(適用外)	
② 平常時混雑対応	全エリアでノンファーム適用済 基幹系統(2021.1~) ローカル系統(2023.4~)	今後の課題 (北海道一部系統で試行的に運用)	(適用外)	
系統増強の規律	混雑前提で電源を連系 系統増強による混雑解消の 便益が増強コストを上回る 場合に増強(費用は一般負担)等	電力潮流が運用容量を超過する 場合に増強 (費用は費用負担がドライブ等 に基づき受益者負担)	電力潮流が運用容量を超過する 場合に増強 (費用は託送供給約款に基づき負担)	

※系統用蓄電池を活用した系統混雑緩和等についても、今後検討を進める

-
4. 作業停止計画調整の見直しに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 容量停止計画調整スケジュールを踏まえた作業停止計画調整スケジュールの変更

本機関及び一般送配電事業者※¹は、安定供給を確保するため、送配電設備や関連する発電設備等の点検や修繕等の作業を計画的かつ円滑に実施するため、業務規程及び送配電等業務指針に則り、発電設備や送配電設備の作業計画（以下「作業停止計画」）の取りまとめ及び調整を実施している。

※¹ 本機関は、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめ、並びに連系線及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画の調整を実施。一般送配電事業者は、それ以外の作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施。



一方、本機関及び一般送配電事業者は、実需給年度の2年前に容量市場のメインオークションで落札された発電設備等の停止計画（以下「容量停止計画」）の調整を、作業停止計画の調整に先行して実施しており、停止計画の調整スケジュールがそれぞれ異なっている。

これらを踏まえ、双方の停止計画について、効率的に整合を図りながら調整業務を実施するため、作業停止計画の調整スケジュールを、先行して実施している容量停止計画の調整スケジュールに合わせることを本機関の委員会※²で整理。

※² 第103回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2024年11月26日）。



これら整理に基づき、作業停止計画に関する規定の見直しを行う。

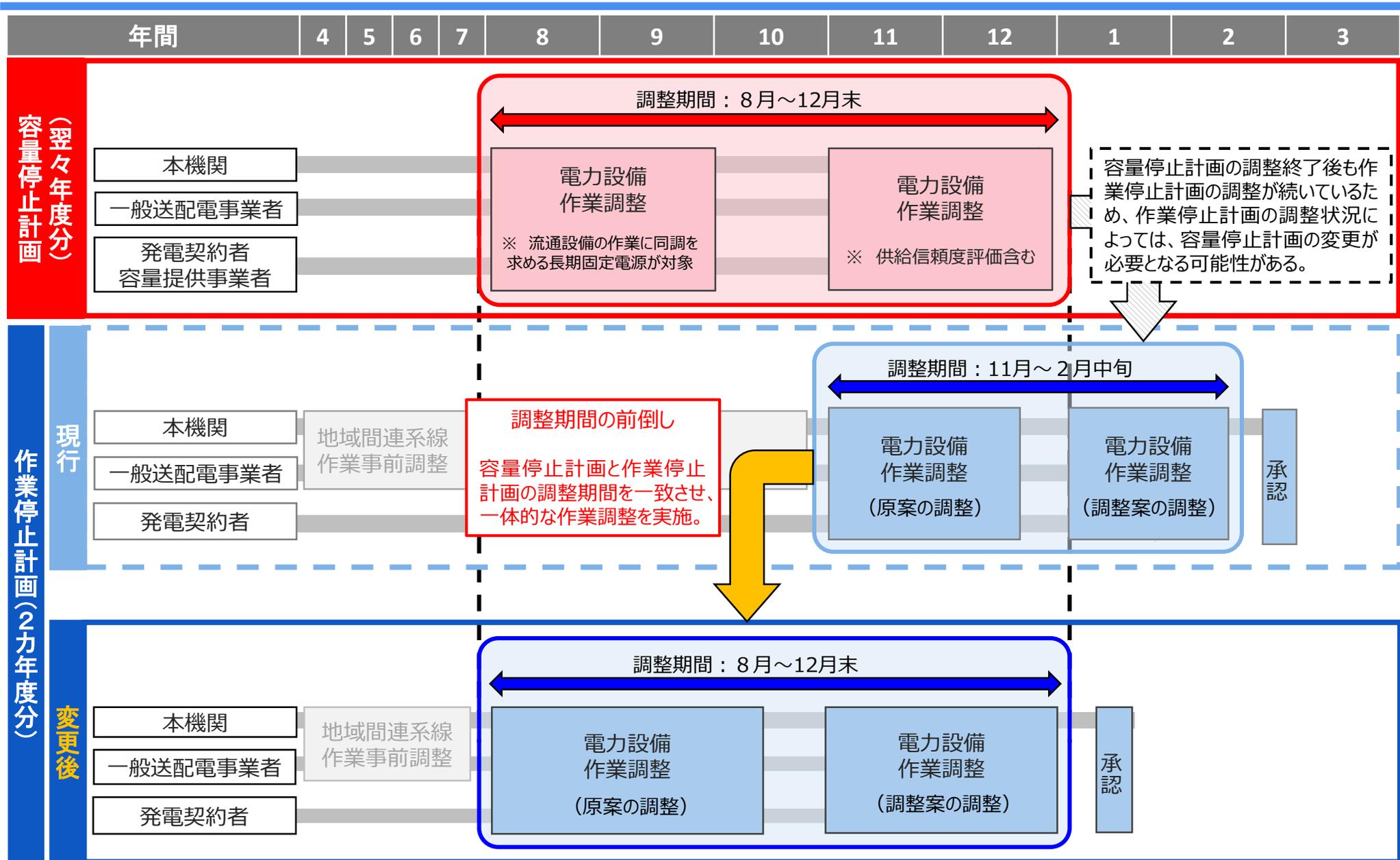
[変更内容]

- 容量停止計画の調整スケジュールと合わせるかたちで、作業停止計画の調整スケジュールに関する規定を見直し（11～2月中旬 ⇒ 8～12月末へ前倒し）※。

※ 容量停止計画は翌々年度分、作業停止計画は翌年度分と翌々年度分の2か年分を毎年調整しており、これらを同時期に一体で調整することとするもの。

【業務規程第157条】<変更>

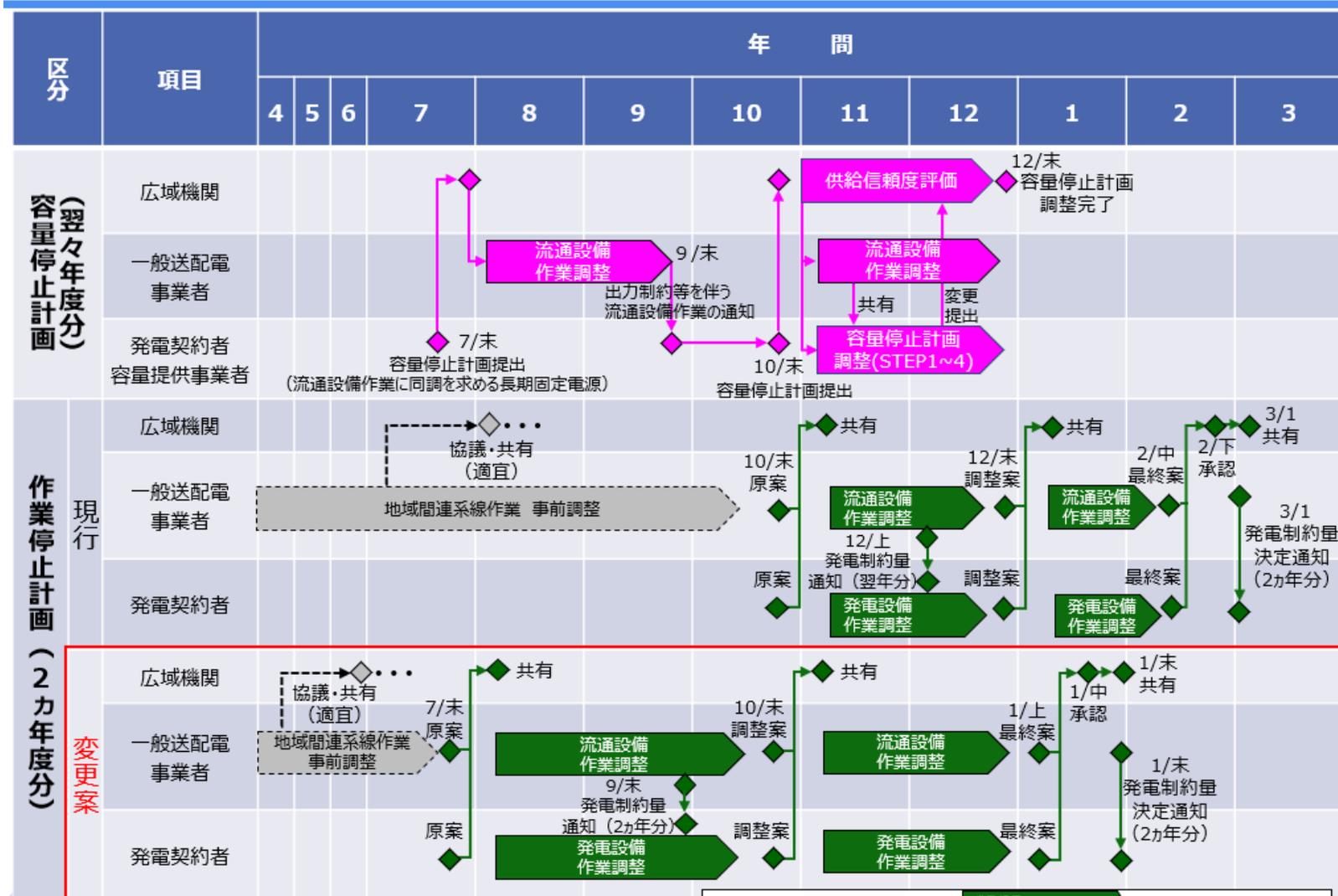
【送配電等業務指針第230条】<変更>



第103回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2024年11月26日) 資料4から抜粋

2. 容量停止計画・作業停止計画調整スケジュール変更案 (新旧比較)

7



5. その他規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

- 大規模災害発生時の本機関の対応態勢の発令基準に関する規定の見直し等

[変更内容]

- 大規模災害の発生又はそのおそれがあるときに、本機関が対応態勢の発令を判断する基準のうち、既に提供が終了している東海地震に関連する情報に関する規定を削除し、南海トラフ地震臨時情報に関する情報を追加する。
- 予備電源の落札結果に関して、募集要綱に基づき公表することを規定※1。

※1 予備電源の落札結果の公表について、事業者の経営情報（個別電源の応札価格等）の扱いに留意して、電源別の落札金額は公表せず、落札金額の合計を公表することが国の審議会（第93回 制度検討作業部会：2024年5月27日）で整理された。これを踏まえ、具体的な公表内容を募集要綱で定めるもの。

- 本機関の理事会の議事録については、効率的な業務運営を目的に、議長、出席した理事及び監事による押印を廃止し、記名のみで公表できるように規定を見直し※2。

※2 理事会は、日常的な組織運営のため、原則、毎週開催している。一方、総会及び評議員会は、有識者やステークホルダーによる議決機関であることから、高い客観性を担保するため押印の規定を維持する。

- 北海道エリアにおける風力発電導入拡大に向けた実証試験に係る附則について、2024年3月31日に実証試験が終了※3したことから、当該附則を削除。

※3 北本連系線及び東北・東京間連系線に設定されたマージンの範囲内で東京エリアの調整力を活用して、北海道エリアの周波数を維持することを目的として、2017年11月に実証試験を開始。

[変更内容]

- その他記載の適正化（送配電等業務指針から業務規程への規定の移設※、規定間の平仄、字句修正等）。

※ 作業停止計画の調整に当たっての考慮事項に関する規定。

【定款第42条】<変更>

【業務規程第32条の21、第32条の34、第36条、第39条、
第163条、第175条】<変更>

【送配電等業務指針第64条、第244条】<変更>

【送配電等業務指針附則（平成30年6月29日）第2条】<変更>

【送配電等業務指針附則（平成29年4月1日）第2条】<削除>

* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

域外から調整力を調達する風力実証について

- 本WGでの議論も踏まえ、2017年11月より、北海道電力ネットワークと東京電力パワーグリッドにおいて、北本連系線等に設定されたマージンを介して東京エリアの調整力を活用することで、北海道エリアの風力発電の連系を拡大する実証試験を実施してきた。
- 本実証では、当初、2020年度までに発電設備の連系が完了し、実証を行う予定だったが、連系の遅れなどもあり、第35回系統WGにおいて当該実証を延長することとしていた。
- この度、実証対象となる電源の大半の連系が完了したことから、改めて実証の進捗状況について、北海道電力ネットワーク・東京電力パワーグリッドから御報告いただく。
- 報告にあったとおり、すべての実証風力の連系は完了していないものの、調整力の広域運用について一定の知見が得られたと理解。
- 他方で、調整力公募に代えて需給調整市場が開始しており、2024年4月からは全ての商品を対象として本格的に開場することとなっている。また、需給調整市場においては、調整力を広域的に調達することについても整理されている状況。
- したがって、市場を最大限活用する観点から、関係者間の調整を行い、2024年4月を目処に実証試験は完了とし、以降は需給調整市場で必要な調整力を調達することとしてはどうか。
- なお、実証において連系された風力発電には、調整力が不足する場合に出力制御を行うという制約が課されていたところ、変動緩和要件の廃止に係る議論を踏まえ、他の案件との公平性から、引き続き、調整力が不足する場合に出力制御を行う条件にて接続を維持することとしてはどうか。